

合併協議会 つうしん

VOL.1
2002.7

発行／徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 編集／合併協議会事務局
徳山市代々木通一丁目2番地 TEL (0834) 22-8245 FAX (0834) 22-8246
E-mail:shunan-gp@mx5.tiki.ne.jp ホームページ <http://ww5.tiki.ne.jp/~shunan-gp>

“中核都市づくりへの第一歩” 合併に向けた協議が始まる

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会が6月1日に設置され、来年4月21日を期日とする2市2町の合併に向けた、具体的な協議が開始されました。



◆◆ごあいさつ◆◆ 会長 河村和登

21世紀の幕開けから1年半が経過いたしました。が、社会経済情勢は依然として厳しい状況が続くなか、小泉内閣のもとで、抜本的な構造改革が進められつつあります。なかでも国と地方との関係を見直す地方分権改革において、地方自治体は、重要な時代の転換期を迎えております。

こうしたなか、本南地域では、いち早く時代の潮流をとらえ、広域合併による中核都市づくりをめざし、おおよそ10年前から合併協議を進めてまいりました。

とりわけ、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の2市2町においては、これまで下松市とともに合併協議会を設置し、概ね3年の合併協議を行い、すべての協議を終了したところではありますが、残念ながら現下では3市2町の合併が事実上、困難な状況となっております。

しかしながら、2市2町にあっては、中核都市づくりに向けた基本姿勢は不変であり、合併は避けて通ることのでき

ない大切な課題と共通認識しており、一刻も早い実現を望んでいると考えております。

こうしたことから、本協議会の設置に際しては、各市町の首長、議長、民間の代表者からなる2市2町合併協議会設立会議を設置し、合併に向けた各市町間の強い意志を確認し合うなかで、この2市2町は、将来的には下松市、ひいては光市、大和町をも含めた南南全域での合併をめざすとの共通理解を図り、中核都市づくりへの第一歩を踏み出すべく、先行合併を行うとの位置づけを申し合わせたものであります。

なお、この2市2町の合併協議会は、合併を前提とした合併をするための協議会でありますので、お互いの意見を尊重しあい、明るく、和やかなムードのなかで、円滑な協議ができればと願っております。私共議長としてその方向で進めさせていただこうと思っております。

(第一回協議会時の会長あいさつ―抜粋・要約―)

表1. 合併協定項目と協議状況 (第2回合併協議会までの経過)

| | |
|-------------------------------|---------------------|
| ● 1 合併の方式 | ● 2 合併の期日 |
| ● 3 新市の名称 | ● 4 新市の事務所の位置 |
| ○ 5 財産及び公の施設の取扱い | ● 6 議会議員の定数及び任期の取扱い |
| ● 7 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い | ○ 8 地方税の取扱い |
| ● 9 一般職の職員の身分の取扱い | ● 10 特別職の職員の身分の取扱い |
| ● 11 条例、規則等の取扱い | ○ 12 組織及び機構 |
| ○ 13 一部事務組合等の取扱い | ○ 14 使用料・手数料の取扱い |
| ● 15 公共的団体等の取扱い | ○ 16 補助金、交付金等の取扱い |
| ● 17 町・字名の取扱い | ● 18 慣行の取扱い |
| ○ 19 国民健康保険制度の取扱い | ● 20 地域審議会 |
| 21 その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い | |
| ●(1) 電算の管理運営 | ○(2) 都市計画・建設事業 |
| ○(4) 消防・防災事業 | ○(5) 環境衛生・環境保全事業 |
| ○(7) 保健・福祉事業 | ○(8) 介護保険制度 |
| ○(10) 情報公開制度 | ○(11) 同和対策事業 |
| ○(13) 国際交流等事業 | ○(12) 交通安全対策事業 |
| ○(14) 表彰制度 | |
| ○ 22 新市建設計画 | |

● 決定項目=14項目 ○ 未協議の項目=21項目

- 針について、次のとおり決定されました。
- 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。
 - 同一又は1団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。
 - 類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかを基
- 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 - 合併後、逐次制定し、施行
- 合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
 - 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 - 合併後、逐次制定し、施行

■電算の管理運営

電算システム統合の調整方針が次のとおり決定されました。

新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。

《委員からの主な意見等》

Q・電算の統合が、期日までに間に合わないのではないか。

A・合併時に必要なシステム、合併後に対応しても可能なシステムに分類し、新市発足時に支障がないよう、段階的に統合を図っていく。

Q・電算の統合作業において、個人情報を守られるのか。

A・職員には、地方公務員法の守秘義務の適用があり、業者とは、契約の条項に守秘義務の規定を設ける。

Q・合併協議と同時に合併準備作業を行うことは、問題ではないか。

A・合併先例市においても、合併協議と同時に合併準備作業を行っている。また、国においても合併準備補助金制度などを設け、合併協議の段階から合併準備に対する支援を行っている。



合併協定項目の8議案について協議調整が行われ、原案どおり決定されました。「地域審議会」については、合併前の2市2町の区域ごとにそれぞれ設置することとなりました。

議案

■議会議員の定数及び任期の取扱い

2市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

■農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い

2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとする。

が、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

■一般職の職員の身分の取扱い

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

■特別職の職員の身分の取扱い

(1) 2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについては、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。

(2) 2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。

■公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

《委員からの主な意見等》

● 統合までの期限を定めたらどうか。

● 各団体の成立過程は千差万別で、期日は決められないのではないか。

● 各団体の自主性に任せるべきである。

